

算定基礎となります。すなわち、然る所得金額は、各年度の然る所得金額を基礎といたします。たゞ、従前の所得税法、すなわち旧所得税法を引用する必要があり、現行条例の中、算定基礎の數句のみの改正を行はせし次第でございます。又、所得税法施行令が一部改正に伴ひ、保料の保険者の内、依り所得者に對し、保料の軽減措置を講じようとするものもございます。現行では、依り所得者の内、年間の然る所得金額が九万円以下の所得に對し、保料の内、均等割額と平等割額の合計額の十分の六を減額し、又、年間の然る所得金額が九万円を越えるが、所得者一人につき、五万円以下、これは、所得税法の第三十三條の四、及び同法施行令の五、六條に規定されておりました保料の減額に對する控除額でございますが、これを控除すると九万円以下になる所得に對し、十分の四を軽減する、ということになります。今日、地方税法施行令の一部改正により、保料の内、均等割額が五万円から三万

五十月と一万四千五百七十九円と上げられ、これを本年例を一部改正し、低所得者の保険料を減らすものとしてあります。なおこれにより、当然、歳入予算の内、保険料収入額に不足を生ずる事になります。この不足額分につきましては、調整交付金、金額国庫から補助されることにはなっておりません。なお、参考までに、本年、度、保険の減額対象所帯数とその金額を申し上げます。十分の六減額される所帯が二百三十八所帯、三十六万三千八百八十円、十分の四減額される所帯は八十四所帯、十三万四千四百四十四円、合算して三百三十二所帯、四十九万四千五百三十四円とあります。これを本年、度、に及び、減額される額は二百五十五件、三十三万八千円に比較いたしまして、この措置によりまして、件数に及び、六十件、十五万六千五百三十四円の増額を要するわけであり、よくよく御審議の上、御可決のほどをお願い申し上げます。説明を終らさせていただきます。

議長(中西虎蔵君)二れより質疑を行ないます。

(質疑なしと呼ぶ者あり)

議長(中西虎蔵君)二れに質疑を終結いたします。おかけのいじ
ます。議案第四十五号は原案通り決するに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

議長(中西虎蔵君)御異議なしと認めます。よる議案第四十五号は原
案通り可決いたしました。

議長(中西虎蔵君)二二を暫時休憩いたします。なお休憩中に金買協
議会を開きますのでよろしく願ひいたします。

休憩 午後九時四十五分

開議 午後十時四十六分

議長(中西虎蔵君)休憩より引きつる議案を用います。

議長(中西虎蔵君)日程第五福生所表新条例の部を改正する条例案議案

第四十四号を議題に供します。事務局より議案の朗読をいじやます。

(野崎議事係長朗読) (省略)

議長(中西虎蔵君)理事者から提案理由の説明を求めます。本村日助役

(助役森田幸造君登壇)

一助役(森田幸造君)議案第四十四号にマホレイ御説明を申し上げます。

本件は表新条例の部を改正する条例案でございます。マホレイ提案の理由
といたしマホレイは、表新の種類は一般表新と自治功労者に関する表新と
なっておりますが、一般表新の場合は別といたしマホレイ自治功労者に関
する表新については同一人については一回限りとするというように改め
たいと先般提案申し上げた次第でございます。なみマホレイの内マホ
レイとありますのは該当事に関する調査日でありマホレイ二れを十
月日に改めマホレイ。なみ十月日に改めマホレイなみ十月日となつてあり

ますのは表紙の当日であります。これを所制放行者である土井君に改めたい。このこと、御提案申し上げた次第でございます。よろしく御審議の上、御可決のほどをお願いいたします。

議長(中西虎蔵君)二枚より質疑を行います。

(異議なしと呼ぶ者あり)

議長(中西虎蔵君)二枚より質疑を終結いたします。おわかりいたします。議案第四号は原案通り決するに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

議長(中西虎蔵君)御異議なしと認めます。よって議案第四号は原案通り可決いたします。

議長(中西虎蔵君)日程第六契約締結について並びに日程第七契約締結について、併せて一括議題に供したいと思っております。この二枚は関係がありますので一括議題に供したいと思っております。この二枚は御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

議長(中西虎蔵君)御異議なしと認め、よって日程第六契約締結について並びに日程第七契約締結については一括上程することに決定いたします。

議長(中西虎蔵君)日程第六契約締結について、議案第四号、日程第七契約締結について、議案第五号を一括議題に供します。事務局より議案の朗読を行います。

(朗読) 事務局長朗読(書略)

議長(中西虎蔵君)理事者から提案理由の説明を求めます。森田助役(助役)森田幸造君登壇。

助役(森田幸造君)お話しをいたしたとおり、議案第四号及び第五号号にそれぞれ御説明申し上げます。ただ、第五号は福生町立福生中学校本校の防音工事でございます。去る九

日三十一日現場説明を終り九月廿七日に指名競争入札に付し
ました所参考の表を御覧いただきますとおわかりの通り、
三回にわたる入れ換えたのでございますが落札者がござい
ませんので三回目の最低入れをいたしました日村建設工業株式会
社に付し九千二百五十万二千円という当方の予定価格をもち
まし、隨意契約をいたすための議会の御同意をいただきたく
御提案申し上げた次第でございます。が四十六号につきます
も九月廿一日に現場説明十七日に入れをいたしたのでござい
ます。すなわち三回にわたる入れ指名競争入札の結果、落札者
がございせんため三回目の最低入れ者であります佐久間建
設株式会社に付し九千四百八十八万九千円の契約金額をも
ちまし、契約をいたしたいと存じまし、議会の御同意をいただきたく
御提案申し上げた次第でございます。よろしく御審議のほどお願い
いたします。

い申し上げる次第でございます。

議長(中西茂蔵君)これより質疑を行います。

古賀(塩野鉄太郎君)議長

議長(中西茂蔵君)古賀

古賀(塩野鉄太郎君)や三小学校の契約者である佐久間建設という会社
でございませうけれども今国初めの福生の学校を引当受ける会社で
ございませう。私には良くわかりませんが、その防音工事である
いは大きな工事をやりはなつた騒音があるかどうか参考まで
に伺いたいと思います。

議長(中西茂蔵君)教育長

教育長(篠崎俊夫君)私の知る範囲では狭山市で小中学校の防音
工事をやりなす。それから瑞穂の学校を落した有りてござ
います。

一 吉田 塩野鉄久助君 議長

一 議長 中西 虎蔵君 十四番

一 吉田 塩野鉄久助君 学校建設に力をつけたいと思ひます。

一 ことですが……

一 教育長 篠崎俊夫君 力をつけています。

一 吉田 塩野鉄久助君 力の奥に力をつけたいと思ひます。分校の田中組の仕事をします。

と非常に関心建設に力をつけたいと思ひます。先般私から申し上ったと思ひます。会社自体困難な事をやるとはだすと思ひますが理事者にお願いしたいと思ひます。十分監督したいと思ひます。学校を建設したいと思ひます。

一 吉田 塩野君 議長

一 議長 中西 虎蔵君 五番

一 吉田 塩野君 議長 塩野議員の質問に答へたいと思ひます。教育長はよく

り答へたいと思ひます。このよう大きな事をやるのにはいろいろ非常に関心建設に力をつけたいと思ひます。先般私から申し上ったと思ひます。会社自体困難な事をやるとはだすと思ひますが理事者にお願いしたいと思ひます。十分監督したいと思ひます。学校を建設したいと思ひます。

一 議長 中西 虎蔵君 資料を取りに行きたいと思ひます。

一 ことですが……

一 吉田 塩野君 議長 塩野議員の質問に答へたいと思ひます。

一 吉田 塩野君 議長 塩野議員の質問に答へたいと思ひます。

一 議長 中西 虎蔵君 理事者から説明をお願いします。

一 財務課長 森田 敏君 佐久間建設の防音工事について説明申し上げます。

す。狭山市役所の執行で市立の狭山中学校の防音工事。金額が五千八百二十万四千円から埼玉県の川越高等学校へ川川分校工事。三千



「土壽」大久保一郎君雨漏りかながたといふことは幸だと思へます。
 が、私等にしたのは中學校か二十雨漏りかながたといふことを学
 童から聞いたわけですが、一つ學校を造るにしまも岡及び町の
 予算、一億数千万といふ金を使ふ事である事であり、なにか鉄
 骨工事では雨漏りかながたの場合かながた難しい問題であり
 ますので、さらに調査をし、今後の施行にあたり、十分監督を
 していただくよう強く要望いたします。従い、不レイ四十五号、四
 十六号については異議ございません。

議長(中西虎蔵君)教育長

教育長(篠崎俊夫君)中學校にまゝ不レイは即承知のようにならう。プロ
 グラム造るよりも、ここから若干雨漏りかながた原因がわかり、不
 女んので、今調査が決定いたしましたので、その際よく調べさせ、不レイ、あ
 らう、メンテナンスの部分に、不があるんじゃないかと思ひますので、いろいろ

点調査したと思へます。

議長(中西虎蔵君)これにて質疑を終結いたします。おわかりにします。
 議案第四十五号並びに議案第四十六号は原案通り同意する事に
 副議長あり不女んか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

議長(中西虎蔵君)副議長なしと認めます。よろし議案第四十五号並び
 に議案第四十六号は原案通り同意する事に決定いたしました。

議長(中西虎蔵君)日程中八財政再建計画にふいて議案第四十五号を議題
 に供し、事務局をいし議案の朗読をいただきます。

(島田議会議務局長朗読)(省略)

議長(中西虎蔵君)理事者から提案理由の説明を求めます。所長

(所長石川常太郎君登壇)

所長(石川常太郎君)お話しをいただきます。不レイ議案第四十五号財政再建

計画にフイ即説明申し上げる。去る六月十三日に財政再建特別措置法の申出にフイ本レイ議会の即議決をいたした。本レイ即ちに所用の手続を完了したわけをいふ。その結果、当然半日あるいは二十日位の日数で指定日の指定がなされるものと考えたい。このわけをいふ。又そのように用されていたのをごいふ。すが、上級官庁のいろいろの都合により本レイは大変指定日が遅れ、私に本レイも困惑をいたしました。あります。ようやくにいたした。九月八日に自治大臣の名をもあわせて八月十五日付指定をするからという通知を頂いたわけをいふ。大変更。この国議員各位大変心配をおかけいたしました。こと改め、深くお詫びする次第をいふ。フイ本レイは、再建計画にフイ本レイとして自治大臣の承認を受けるために八月二十日現在にあり、再建計画を策定いたしましたので、この計画にフイ本レイ

即議決をいたした。本レイを上程したわけをいふ。計画書の内容でいふ。本レイでも再建計画は、昨年度から四十三年度の四年でいふ。第三といたして、財政の再建の基本方針、削減に必要な具体的な措置等にフイ本レイは、申出書とほとんど同じでいふ。本レイで、省略されたに本レイ。しかしながら、人件費と補助費等にフイ本レイは、必ずしも存在するように、いり、最重な申出を受けたり。三番目といたして、四年度の実際の計画案でいふ。本レイは、裁入及び裁出にフイ本レイ、大意に本レイは、申入の書と相違は、いふ。本レイは、裁入に本レイは、国庫補助金等申出書の場合には、補助金等は、決定したものではない。本レイは、かように決定したものが、出たので決定したものにつく本レイは、当然決定した数字を用いた。続いて、裁入金が約三千万円ほど申出書より

ふえを以て合計六億五千四百四十五万四千円となつた次第でござい
ます。約三千万円の増加は大体において国庫支出金の増加で
ございます。四年度の歳出にござりまして約三千万円ほど増
加になつておりますが、これはほとんど建設費の増でございます。
この内申出書に含まれておりますんでしたのは防備道路二本で
ございます。今回新しく二本入りました。その他学校建設の増で
ございます。計画書に基成排水路計画がございますけれどもこ
の裏にござりましては近へうちに確定的な数字が入るわけござ
います。今の所は多りした書面をいたした数字ではござ
います。その裏を念ひます。そのほとんどを願ひいたします。四十年
度以降における歳入歳出並びに計画にござりましてはほとんど申
入れ書と同じでございますのであらためて申し上げることはご
ざりません。細部の数字にござりましては担当課長より御説明申し
たい。

上げます。どうもいたしましては御議決をいただきます。ただ
ちに都並びに具治省にお届けいたしましてその結果補正予算
の編成にとりかかるとござります。たゞいろいろお願ひするわけ
でございます。続々として担当課長より御説明申し上げます。

議長(中西虎蔵君) 財務課長

財務課長(森田健君) それでは財政再建計画にござりましては自席から御
説明申し上げます。大綱にござりましてはたゞいふ町長より説明
がある通りでござります。一応細かひに答へてござりまして御説
明申し上げます。再建の期滿は四年前でござりまして本年の八
月二十日から四十三年度いっぱいといふことでござりまして、負
担には四年ないわけでござります。次に財政再建の基本方針に
ござりましては今より説明する要はないと思ひますので省略さ
せていただきます。財政再建に必要な具体的措置、歳入歳出と



なすべくわけを載入にす。本所は現在福生町の税金にす。本所は類似団体と比較いたしますと非常に徴収成績も良いといつてございす。全国平均の類似団体の徴収率等を見ますと大抵昭和三十一年、三十二年も類似団体が九十五〇程度でございす。ところが福生町にみても本所は九十五〇を上廻ります。このこととございすので現段階にみても本所は二の徴収成績を維持していくということに重きをいたさなければならぬと思はす。又町民税の個人の均等割、法人税の均等割にす。本所は超過課税をしておりすので二の以上の増収方法にす。たゞこのこととございす。さうに課税減れとす。この場合の補足といふこともございす。が二の等も担当の課税減れ等へす。本所は現実というところと事務を進めていくわけです。が現段階の課税減れと申しす。とあらう。均等割の四百〇程度のもので



がかりかとみられる。か多量の二の減税をして二の減税をす。四百〇を取るがために二の減税に代り人件費等も勘案しなければならぬわけ。すが税金にす。本所は公平を原則とするといふこととございす。ので二の減税を考慮して課税減れ等の全体を確定にす。かんていかなければならぬと思はす。次の手数料使用料等につき本所は各隣市町並びに類似団体の金額を見た所。二の減税と同等の金額等を徴収してゐる。このこととございす。ので二の減税にす。本所は二の減税と言ふことを行ふこともない。ように考えらる。三の財産収入でございす。が六月の議会にみても二の減税。分資産所有地をかけたわけとございす。が二の所有地の処分につき本所は二の効果を上げるような方法で処分しなければならぬ。ことは申し上げる。本所は二の減税が現在の福生町にみても本所は所有財産は限られぬ。二の減税